

東京電力ホールディングス株式会社の技術的能力 について改めて評価を求める要望書

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」）柏崎刈羽原子力発電所において、IDカードの不正使用による中央制御室への入室、核物質防護設備の機能の長期間複数箇所での喪失という事案が発生し、後者については、貴委員会において重要度の評価区分を「赤」とされました。

加えて、7号機の新規制基準に基づく安全対策工事終了を発表した後に、複数の未完了工事が発覚し、管理体制の甘さが露呈しました。

これら一連の不祥事を通じて、東京電力に対する県民の信頼は大きく損なわれている状況です。

特に、IDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失については、核物質防護に関わる重大な不正案件であり、深刻な案件であると受け止めております。

貴委員会は、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の原子炉設置変更許可に係る審査の中で、原子炉等規制法第四十三条の三の六「許可の基準」にある「発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」がないとする理由はないと判断しましたが、この判断後に、今般の核物質防護に係る事案が発生したことから、東京電力の能力について、改めて評価することを求めます。

貴委員会におかれては、県民の信頼を確保するためにも、厳格かつ適切な対応をして頂くようお願いいたします。

令和3年4月15日

原子力規制庁

長官 萩野 徹 様

自由民主党新潟県支部連合会

会長 高鳥 修一